13　じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物
14　つづれ織物（アメリカ合衆国通貨500ドルに相当する額を超えるものに限る。）
15　磁器製の食卓用品（アメリカ合衆国通貨100ドルに相当する額を超えるものに限る。）
16　ガラス製品（鉛ガラス製のものであって、食卓用、台所用、化粧用、事務用、室内装飾用その他これらに類する用途に供する種類のもの及び身辺用模造細貨類）
17　天然若しくは養殖の真珠、貴石、半貴石、特定金属（銀、金、白金、イリジウム、オスミウム、パラジウム、ロジウム又はルテニウムをいう。以下同じ。）若しくは特定金属を張った金属又はこれらの製品
18　携帯用のデジタル式自動データ処理機械（少なくとも中央処理装置、キーボード及びディスプレイから成るものに限り、別表第５に掲げるものを除く。）
19　マイクロホン若しくはそのスタンド、拡声器、ヘッドホン若しくはイヤホン、マイクロホンと拡声器を組み合わせたもの、可聴周波増幅器又は電気式音響増幅装置（別表第５に掲げるものを除く。）
20　音声再生機、録音機若しくはビデオの記録用若しくは再生用の機器又はこれらの部分品若しくは附属品（別表第５に掲げるものを除く。）
21　録音その他これに類する記録用の媒体（写真用又は映画用のものを除き、録音その他これに類する記録をしたものを含み、別表第５に掲げるものを除く。）
22　ビデオカメラレコーダー又はデジタルカメラ（別表第５に掲げるものを除く。）
23　ラジオ放送用受信機（無線電話又は無線電信を受信することができるものを含み、別表第５に掲げるものを除く。）
24　テレビジョン受像機器（カラーのものであって、放送用のものに限る。）又はビデオモニター（カラーのものに限る。）若しくはビデオプロジェクター（別表第５に掲げるものを除く。）
25　乗用自動車及びスノーモービル（アメリカ合衆国通貨2,000ドルに相当する額を超えるものに限り、別表第５に掲げるものを除く。）
26　モーターサイクル（モペットを含む。）又は補助原動機付きの自転車（別表第５に掲げるものを除く。）
27　ヨットその他の娯楽用若しくはスポーツ用の船舶又はカヌー
28　写真機（一眼レフレックスのものに限り、別表第５に掲げるものを除く。）
29　映画用の撮影機又は映写機（別表第５に掲げるものを除く。）
30　投影機、写真引伸機又は写真縮小機（映画用のもの及び別表第５に掲げるものを除く。）
31　映写用又は投影用のスクリーン
32　腕時計、懐中時計その他の携帯用時計（ストップウォッチを含む。）
33　楽器又はその部分品若しくは附属品
34　身体トレーニング、体操、競技その他の運動（卓球を含む。）又は戸外遊戯に使用する物品及び水泳用又は水遊び用のプール並びに履物（スケート靴、スキー靴（クロスカントリー用のものを含む。）、スノーボードブーツ、レスリングシューズ及びボクシングシューズその他スポーツ用の履物（スポーツ活動用として製造した履物で、スパイク、スプリッグ、ストップ、クリップ、バーその他これらに類する物品を取り付けてあるもの及び取り付けることができるもの（サイクリングシューズを除く。）に限る。）に限る。）
35　万年筆
36　美術品、収集品又は骨とう

別表第７　北朝鮮への輸出の禁止が決定されたその他の物資

1　航空機用燃料（ケロシン系のロケット用燃料を含み、別表第５に掲げるもの及び国際連合安全保障理事会決議第1718号12の規定に従って設置された委員会（以下「1718委員会」という。）が、北朝鮮への輸出を事前に承認したものを除く。）
2　新品のヘリコプター（別表第５に掲げるもの及び1718委員会が、北朝鮮への輸出を事前に承認したものを除く。）
3　新品の船舶（別表第５及び別表第６に掲げるもの並びに1718委員会が、北朝鮮への輸出を事前に承認したものを除く。）
4　コンデンセート又は天然ガス液
5　石油製品（次のいずれかに該当するものを除く。）
⑴　１に掲げるもの
⑵　次のアからエまでの全てに該当するもの
ア　北朝鮮への輸出を行う国際連合加盟国が当該輸出の量を1718委員会に通報するもの
イ　国際連合加盟国から北朝鮮への輸出に北朝鮮の核若しくは弾道ミサイル計画又は国際連合安全保障理事会決議第1718号、同理事会決議第1874号、同理事会決議第2087号、同理事会決議第2094号、同理事会決議第2270号、同理事会決議第2321号、同理事会決議第2356号、同理事会決議第2371号若しくは同理事会決議第2375号（以下「国際連合安全保障理事会決議第1718号等」という。）により禁止されている活動に関連している個人又は団体が関与していないもの
ウ　国際連合加盟国から北朝鮮への輸出が専ら北朝鮮籍を有する者の生計目的であって、かつ、当該輸出が北朝鮮の核若しくは弾道ミサイル計画又は国際連合安全保障理事会決議第1718号等により禁止されている活動の資金獲得に該当しないもの
エ　毎年１月１日から12月31日（ニューヨーク時間。以下同じ。）までの期間において、国際連合加盟国から北朝鮮への輸出の総量が2,000,000バレルを超えないもの
6　原油（次のいずれかに該当するものを除く。）
⑴　毎年９月11日から翌年９月10日までの期間において、平成28年９月11日から平成29年９月10日までに国際連合加盟国が北朝鮮へ輸出した総量を超えないもの
⑵　国際連合加盟国から北朝鮮への輸出が専ら北朝鮮籍を有する者の生計目的であって、かつ、当該輸出が北朝鮮の核若しくは弾道ミサイル計画又は国際連合安全保障理事会決議第1718号等により禁止されている活動に該当しないものとして1718委員会が事前かつ個別に承認したもの

別表第８　北朝鮮からの輸入の禁止が決定されたその他の物資

1　石炭（北朝鮮以外の国又は地域において採掘された石炭であって、羅津（羅先）港から北朝鮮以外の国又は地域に向けて北朝鮮を通じて輸送されたと当該石炭の輸出国が確認した上で、当該輸出国が事前に1718委員会に通報し、かつ、当該輸出が北朝鮮の核若しくは弾道ミサイル計画又は国際連合安全保障理事会決議第1718号、同理事会決議第1874号、同理事会決議第2087号、同理事会決議第2094号、同理事会決議第2270号、同理事会決議第2321号、同理事会決議第2356号若しくは同理事会決議第2371号により禁止されている活動の資金獲得に該当しない場合を除く。）
2　鉄鋼及び鉄鋼製品
3　鉄鉱（精鉱を含む。）
4　金
5　チタン鉱（精鉱を含む。）
6　バナジウム鉱（精鉱を含む。）
7　希土類金属、スカンジウム及びイットリウム（これらの相互の混合物又は合金にしてあるかないかを問わない。）、これらの無機又は有機の化合物及びこれらの混合物の無機又は有機の化合物
8　銅
9　ニッケル
10　銀
11　亜鉛
12　銅像その他の像（1718委員会が北朝鮮からの輸入を事前に承認したものを除く。）
13　海産物（魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲（せい）無脊椎動物を含む。）
14　鉛及び鉛鉱（精鉱を含む。）
15　紡織用繊維及びその製品（生地及び完全に又は部分的に完成した衣類を含み、1718委員会が、北朝鮮からの輸入を事前かつ個別に承認したものを除く。）

第明治三十五年三月三十一日　郵便物認可
発行所　〒一〇七－〇〇五二　東京都港区赤坂五丁目二番三号　独立行政法人国立印刷局　電話　03（3587）4294
定価　一カ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部　二六〇円（本体二四一円）　（配送料別）